

第九十六回 参議院法務委員会会議録 第十号

昭和五十七年四月二十七日（火曜日）午後一時四十六分開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

四月二十七日

辞任

出席者は左のとおり。

委員長
理 事
員

鈴木 一弘君
平井 駿志君
円山 雅也君
寺田 芳平君

委員

白井 莊一君
戸塚 進也君
中西 小谷君
中山 千夏君

國務大臣
政府委員
法務大臣
法務政務次官
法務省大臣官房長
法務省民事局長
最高裁判所事務
最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務
最高裁判所事務
総務省人事局長
梅田 前田 竹内 中島 篤
大西 勝也君
梅田 晴亮君
坂田 道太君
篠君 葦君
一郎君 宏君

宮本 順治君
山中 郁子君
鈴木 一弘君
平井 駿志君
円山 雅也君
寺田 芳平君

宮本 順治君
山中 郁子君
鈴木 一弘君
平井 駿志君
円山 雅也君
寺田 芳平君

事務局側
事務員
説明員
警察廳第一課
警察廳第二課
法務省民事局
事官
外務省国際連合
局専門機関課
郵政省郵務局業
務課長
佐藤 裕美君
稻葉 威雄君
伊藤 修介君
森廣 英一君
園雄君

仁平 圭君
佐藤 裕美君
伊藤 修介君
森廣 英一君
園雄君

最高裁判所事務
最高裁判所事務
最高裁判所事務
川喜 義徳君
奥村 後光君

○委員長（鈴木一弘君）たゞいまから法務委員会を開会いたします。
○民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案（内閣提出）
○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○委員長（鈴木一弘君）たゞいまから法務委員会を開会いたします。
○民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案を議題といたします。
前回に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○寺田熊雄君　郵政省の方は来ていらっしゃいますが。——先にあなた伺います。
民事訴訟法における書類の送達は、特別送達を原則として、特別送達によらざる場合には書留郵便に付する送達あるいは簡易送達などの諸制度を採用しておられますね。それで、これは民事訴訟法における特別送達、これは郵便官署でどのように扱つておられるのか。裁判所の方から郵便送

うに扱つておられるのか。裁判所の方から郵便送

達報告書という印刷物を取り寄せてみますと、いろいろ書き込む欄がありますね。この中で裁判所の方で書き込む個所はどこであるか、それから郵便官署の方で書き込むところはどこであるか、まずその辺からちょっと御説明いただけますか。

○説明員（伊藤修介君）お答えをいたします。
特別送達の郵便物の裏側に郵便送達報告書という一枚の紙がついているわけでございまして、その中で先生いま御質問のありました点についてお答えを申し上げますと、一番上の欄に事件の番号というのがございます。それから発送年月日という欄がございます。それから、その下に送達書類という欄がございます。書類の名前、差出人、それから受送達者氏名という欄がございますが、この部分につきましては、差出人の方に裁判所で差し出される場合には裁判所で記入をしていただることにしてございます。それから、その下の欄に受領者の署名または押印という欄がございます。その欄はその送達を受けた方の署名なり押印なりをしていただく。それから、その下の欄に送達方法という欄がございます。本人に渡したか、それとも本人が不在でありますために事務員に渡したかという欄がございます。

それからまた、正当な理由なく受け取りを拒んだかどうかという欄がこの送達方法の欄の内容になつてゐるわけでございますけれども、これにつきましては、配達に行つた人が記入をする。それから送達年月日時、それから送達の場所、それから送達員何の太郎兵衛という欄があるわけでございますが、この欄は、配達に行つた人が、また窓口で交付するような場合には窓口の担当者が記入をする、こういうことになつております。

○寺田熊雄君　それから、特別送達をした場合に、当該の送達を受くべかりし者が不在であった場合、あなた方は不在配達通知書という書面をこなれは送達を受くべかりし者に発送するわけですか、それともボストンに、郵便受けにほうり込むわけですか。この扱い方はどうなるのか。

○説明員（伊藤修介君）特別送達の郵便物を持つていまして配達に伺うわけでございますけれども、その際、本人あるいはその事務員等いない場合には、不在配達通知書というものを作成いたします。この不在配達通知書は、配達を行つた配達員がその場所で不在配達通知書というものを作成をいたしまして郵便受け箱に入れてくる、郵便受け箱がないような場合には人目につきやすい場所に置いてくると、こういうことでございます。この不在配達通知書には、配達員がその場所で窓口交付を行う、こういうことになるわけでございますけれども、不在配達通知書の中にそれではどのようなことを記載するかと申しますと、もちろん受取人の名前、だれだれ様というものは記載をいたしますけれども、そのほかに差出人の氏名、たとえば裁判所から出ていれば何々裁判所という差出人の氏名と、それから郵便物の種類を記載いたします。書留あるいは書留速達というような郵便物の種類。それから窓口で受領するときに、その不在配達通知書のはかに、正當な本人かどうかを確認するために、本人であるというそういう証明書を持ってきてくださいといふ内容と、それからその郵便局の窓口が開いている時間等々を内容としました不在配達通知書を置

いてくるわけでございます。その不在配達通知書を見まして、何月何日にもう一度配達してくれといふような御希望があれば、その不在配達通知書の下の欄に配達希望年月日という欄がございまして、その欄に希望を書いてポストに入れていたければ、その日に郵便局からまた配達に伺う、こういう仕組みでございます。

○寺田熊雄君 不在者が家に帰つてみて、郵便受けに郵便官署の、こういう書類を配達いたしましたが、おられないでの郵便局に来てくれと、いう趣旨のことを書いてはうり込んでおく、そのことを読んだ場合に、裁判所が発送しているということはわかる。書留であるということともわかる。しかし理想を言うと、それがたとえば訴状であるとか証人の呼び出し状であるとか、そういう書類の内容がわかれれば一番いいわけですね。全然裁判所に関係のない人物が、何ゆえ裁判所から来るのだろうと不審を抱いても、それほど気にとめないということがあり得るわけですね。全然裁判所にいふことになると、おれのところに訴状が来た、あるいは訴人呼び出し状が来た、これは何だらうといふ疑問を持つて郵便局に掛けるというようないふことが期待できる。だから、郵便官署の方に取扱書類の内容がその郵便官署の通知の中に記載せられればよりよいわけなんだけれども、そこはちょっとまだ何か親切が足りないような感じを受けるわけであります。

これは後でお伺いすることにして、次に、団地であるとか、ことに高層アパートの居住者に対する訴訟書類の送達方法、これはエレベーターがあ

ればすっと上がって行きやすいんだけれども、五階ぐらいの公共住宅の場合はエレベーターがない

方がむしろ一般のようですねけれども、その場合でも集配人は特別送達の場合はやはり該本人の部屋を目指して行くのか、それとも管理人に任せせるのか、書留郵便に付する送達の場合はどうか、簡易送達の場合はどうかといふいろいろの疑問があるけれども、この点を説明してください。

○説明員(伊藤修介君) まず、最初の高層建築物から御説明を申し上げたいと思うわけでございますが、高層建築物の中では郵便法なり、あるいは郵便規則なりに定められております郵便受け箱を設置しなければならないビルというものがございまして、その欄に希望を書いてポストに入れていた

だければ、その日に郵便局からまた配達に伺う、

現在、東京の大島四丁目の団地には実はこの受け箱がついておりませんで、普通扱いの通常郵便物につきましては郵便局にとめ置きまして、それで本人の方に郵便局に来ていただきまして窓口でお渡しをしているということでございます。それじゃ、このよろな場合に先生の御質問の特別送達郵便物はどうなのかということをごりますが

特別送達郵便物、あれは書留が基本になつてござ

ります。書留とか、あるいは速達郵便物、これにつきましては、そのようなビルでも各階に配達を

するという方法をとつてございます。

○寺田熊雄君 これは、東北管区行政監察局長がことしの三月二十三日付で東北郵政局長に対して

「居住者等の意向確認と一括配達実施方法の見直

し」という書面を送付しております。

「一括配達の実施状況について、住宅の用に供

されていますが、郵便事業を効率的に運営をしていく

という見地から、団地等の管理人の方あるいは受

取人の方に御協力を願ひましたとして一括配

達という制度がございます。これは、その建物な

どい見地から、団地等の管理人の方あるいは受

いう第一項がありますね。第二項を新設して「前項ニ定ムル場所ガ知レザルトキ又ハ其ノ場所ニ於テ送達ヲ為スニ付支障アルトキ」と、このときは勤務先に送達してよろしいという新設の規定であります。が、勤務先が知れておるときは、たとえば原告が被告に訴えを起こす、その住所が知れないということでいきなり勤務先に送るということはないんでしょうね。

それから、最初訴状を送達したけれどもその後住所が知れなくなつた、請求も拡張して、つまり訴状の訂正をする、それを送ろうとしたら今度はそこに住所がないということがわかつた、移転先もわからぬ、勤務先がわかつてゐるから勤務先に送ると、こういうことになると想うけれども、しかし、勤務先がわかつておれば、原告は勤務先でその人間の住所を調べることができるのでないか。だから、勤務先がわかつて住所が知れないんじやないだらうかという疑問があるのだけれども、この点はいかがでしよう。

○政府委員(中島一郎君) 勤務先がわかつております場合には、勤務先で住所等を調べる方法があるということはおつしやるとおりでござりますけれども、勤務先等で住所等を教えてくれる場合はいいわけであります。教えてくれない場合がある。通常の場合は教えてくれない場合も多いといふふうに承知いたしておりますので、こういう規定が必要であろうと考えております。

○寺田熊雄君 確かに、勤務先で住所を教えてくれない場合もあると思うけれども、立法する場合に、勤務先で住所を教えてくれない場合の方が多いんだ、教えてくれる場合が非常に少ないんだといふ、何か経験的事実といいますか、そういう調査をした結果なんですか。あなた方の常識でそういうふうな立法をなさったんだろうか、それともやはりあなたの方の日常の経験というか、裁判所の実務上の経験で統計をとつてみて、やはりこういう弊害があるんです、だから立法したんですけどとおっしゃるのか、その辺はどうでしよう。

○政府委員(中島一郎君) 統計は私存じませんけれども、私の経験といたしましても、原告が被告の住所がわからないということで相談に来ておりまして、書記官がそれじゃ勤務先がわかっているのだったら勤務先で調査していらっしゃいと、こういう指導をいたしております。勤務先に行つたのだけれども教えてくれない、どうして教えてくれないのだと言つたら、いやそういう書類を自宅に送つてもらっちゃ困る、ここへ送つてもらつてくれと、こう言っておるというようなことも経験をいたしておりますし、教えてくれない場合が多いというのではございませんけれども、そういう場合も多い、多いと申しましようか、そういう場合もあるということを申し上げたわけでございます。

○寺田熊雄君 何か少し欣然としない面もあるけれども、さらによた私も考えてみます。

次に、住所等に送達するのに支障があるとき、このとき勤務先に送ると、この送達するのに支障があるというのには、本人も配偶者も勤めに出て昼間はおらないというのが一番ボビュラーな例であるという御説明がありましたね。それもわかつてゐる。その場合、私どもの主張、前にも申し上げたが、原則として夜間送達をしたらいじやないかということをお尋ねしたときにあなた方は、いや執行官は本来の執行業務に従事をさせたいと。そこで送達というよくな機械的な業務は漸次執行官の業務から取り除いていきたいと言つたのか、取り除かれる傾向にあると言われたのか、その辺ちょっと私もはつきりしないだけれども、趣旨はそういうようなお答えだったですね。

それがまた、どうしても私の方に欣然としないので、なるほど執行官はいまや地位が上がつたから、執行官が何か得々として書類の送達業務をするというのは嫌がるかもしねいけれども、しかしました、公務員というのは人の嫌がる仕事もやっぱりやるという気持ちを持つてもらわないと困るので、職業に貴賤はないのだから、それが司法秩序の確立に必要なんだ、人権の考慮をする立場か

さらも必要なんだと思えば、そういう機械的な仕事にも喜んでやつぱり從事してくれなければ困るという気持ちも私どもするわけですね。
それからもう一つは、執行官の補助者もあるんじゃないだろうか、補助者がある場合には補助者にさしてもいいんじゃないかという気持ちもある。だから、夜間送達を頭から嫌がって、そしていまそういう制度があるので、それを嫌がつていきなりストレートに就業場所に書類を送達するということはどうも私、訝然としないんだけれども、その点はどうでしょうね。

○最高裁判所長官代理人(川寄義徳君) 前回申し上げたことの繰り返しになりますて恐縮でありますけれども、昭和四十一年に御承知のとおり執行吏が執行官になったわけでございます。このときには執行官の任用資格といふものを行政職(一表四等級以上)というふうな格に決めまして、四等級と申しますと、裁判所では當時主任書記官ということがありますと、わざであります。それ以上の資格を持つ人でなければ執行官に任用しないということになりましたわけであります。これは執行が公正適正に行われるためには必ず必要だということで、そういうことになつたわけでございます。そういう任用資格の飛躍的な向上を目指しましたとともに、やはり執行官は本来の執行業務に専念すべきである、執行官の事務の純化を図るべきである、こういう方向を運用として目指してきたわけであります。そういうような経過がございますために、当時相当数の送達を受け持つておきました。夜間送達に限りませんで、屋間の送達も執行官が担当するものは相当数ありました。しかし、これを順次縮小してまいりました。ということは、郵便送達に切りかえるということでございます。そういう方向になつてしまいまして、当時と比べますと、現在は執行官が担当する送達は五分の一くらいに減ってきておるのが実情でございます。

と同時に、四十一年当時執行吏代理という者が相当数おりました。これが多くは送達業務を担当しておったわけでありますが、この執行吏代理の

制度はなくなりまして、経過的に執行官臨時職務代行者ということに名前が変わったわけあります。これも漸次人数を減らしていくって、そういう変則的な代行者というものはなくしていくという方向でございました。現在二十数名しかおりません。そういうような関係がございますために、御指摘のように、夜間送達を原則的にすべて行ってからでなければ就業先への送達ができないということになりますと、相当また夜間送達件数というものはふえてくるだろうと思います。

そういうことになりますと、先ほど来御説明申し上げております執行官の業務の純化ということがまた逆戻りをするおそれがあるということです。私どもとしてはどうしても必要なものはこれはやむを得ませんけれども、原則的に、一般的に夜間送達を執行官にやらせるのだということは御勘弁をいただきたいと、こういうことでござります。

○寺田熊雄君 私どもも執行官の地位を上げるべしということを年來の主張にしておつたから、局長からそういうふうに言われるところと立場に困るんだけれども、そうなると、執行官は地位が首席書記官級というと、これはもう地方官署のままで課長クラス以上と見ていい。それに、とことこのとこ郵便のよなものを送達させるというのには、私にとってもどうしなさいと言うのは苦しいことであるけれども、それでは夜間送達という制度は廃止なさるおつもりか、それとも制度そのものを廃止せんおく。そして、その扱い手はやはり執行官であるというのたてまえは置いておくのか。その辺、いかがでしょう。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 送達実施機関として民事訴訟法に執行官と郵便集配人といふものが規定してございますので、その限りにおきまして執行官の送達というものを廃止するというわけにはまいりません。したがいまして、また裁判所が夜間送達を執行官に命じました場合に、これは受けざるを得ないという状況にありますし、その制度自体をしまどうこうするということを考えているわけではございません。

○寺田高雄君　その制度 자체は動かさない、しかもその担当者は執行官である、しかし執行官の高い地位にからんがみてやらしくない。その辺のところが、お気持ちはわかるけれども、なお私どもがやけにしない面があるのです。しかし、きょうはこの程度にとどめて、なお一層私もさらに考えてみたいと考えております。

それから私が疑問に思うのは、勤務先に訴状あるいは他の書類を送る、支払い命令を送る。その場合、日本ではまだ裁判所から書類が来るというのを好まないというか、何か嫌らしいもののように考える空気がないとは言えない。ことに一流の会社で課長になる一步手前である、ラベルもおる。そういう事実がライバルに利用されるというようなことも、これは松本清張の小説ではないけれども、われわれもそういう場合があるだろうということはほぼ想像できる。したがつて、先ほど中島民政局長がおつしやったように、住所に送達してもらつちゃ困る、勤務先に送れといふ者もそれはないことはないだろうが、それはしかし、そういうのは例は少ないのでないだらうか。

そこで、勤務場所に送達して波紋を起こす前に、書類を受け取つてくださらぬと勤務先に送りますよといふ警告的な書面、これははがきでも結構であり、場合によつては電話でも結構だけれども、書記官から本人にその点を通知したらどうか。そうすれば、本人はびっくりして郵便局に止め置かれた書類を受領に行くのじやないだらうか。というような気もするんですが、そういう手当てを講ずるお気持ちはないでしようか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君)　御指摘のような手段、方策をとれば、確かにプライバシーの保護には手厚いことになるだらうと思います。ただ、今回の改正は、確かに現在の法律のもとにおける送達よりもプライバシーという観點からいいますと、一步踏み出したといいますか、受送達者の関係から見ればやや不利になるということを否めないところだらうと思います。

ただ、しかし、前回にも申し上げましたような
屋間不在者が多いために送達できないケースが非
常にふえている。このことは、一方においては、
その相手である通常は原告でありますが、原告が
裁判を受ける権利と言ふと大きさになりますけれ
ども、それを損なうことになるのではないか。こ
れはいわば裁判を進めていかなければならぬ、
司法の運営に責任を持つております裁判所の立場
からしますと、非常に困ったこととあります。
ある意味では公益と言つてもよいかと思います、
訴訟の進行を図るということは、このプライバ
シーという私益と裁判の進行を図らなければなら
ないという公益とのいわばバランスの問題であり
まして、どこにそのバランスをとるかという問題
に帰着するだらうと思ひます。

御指摘のような手当てをしようといいたします
と、これはかなりの事務量になります。一方、先
ほど郵政の方から御説明がありましたとおり、一
度特別送達をしたけれどもいなかつた場合には不
在配達通知書というものが投げ込まれる、しかも
そこには裁判所から来た書留郵便物だということ
が表示されている、こういう手当てもされておる
ことでもありますので、彼我參酌いたしまして、
書記官による事前の警告、通知というかなりの事
務量、エネルギーをつき込むことはどうかという
ふうに考へるわけでござります。

○寺田熊雄君　そこは局長のおっしゃることはわ
かるんだけれども、われわれは、裁判所書記官の
事務があるかもしれないけれども、そう頻繁に
特別送達が不可能になるケースがたくさんあるわ
けじやないだろから、書記官がはがきで、その
はがきも、なんでしたら最高裁判所でちゃんと文
句を刷つておいてあげて、あとは表書きを書くだ
けにして、はがきをはうり込むというのは、書記
官の事務をそう増加させるものではないのじやな
いかと私は考へる。これはさらにはた考へること
にして、きょうは局長のお答えをそのまま受けて
おくことにしますがね。

・それから、この間、山中さんからたしかお尋ね

あそそがすとま人人 ぎうれべ〇かね立うをもいうを ともてな考さるスチがをかはが

なされた場合、好奇心から受け取った人間がホチキスでとめてある。私もそこまでは気がつかなかつた。なるほど、そう言わればホチキス非常に使つてゐる。ところが、勤務場所に送達されると封筒の半べらにつけて封緘するというふうなめんどくさいことより、ホチキスでばらんととめて発送するというこの方が多いでしょう。

しかし、勤務場所に送る場合には、やはりのりつけて張つて、たやすくそれが開封されないよにするというくらいの配慮は裁判所はあってもえられる。だれでも事務の簡素化という本能的欲求から、わざわざのりを封筒の半べらにつけて封緘するというふうなめんどくさいことより、ホチキスでばらんととめて発送するというこの方が多いでしょう。

最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 全国のすべての裁判所を調査したわけではございませんけれども、御指摘のようなホチキスで封をするという方式は、かなりのところで行つてゐるようでございます。

現行法のもとにおきます送達でありますと、本の住居所、営業所、事務所といった、いわば本の支配圏内で送達が行われるということですので、仮に本人がいなくて補充送達といふことになつたとしても、その支配圏内の人でありますから、ブライバシーの深刻な問題は生じないの一般だらうと思われます。現在行つておりますのホチキス方式も、こういうような実情を踏まつて実務が編み出してきた省力化の一つの方策で

の送りなつといふと、御底おおきなこたは、そこがそを柄の御中でござる。

寺田熊雄君 その局長のおっしゃるのりづけを底して行わなければならぬというそういうことの趣旨を徹底させ、下部に流していくということを徹底させる方法は、たとえば最高裁判所規則でそれを決めるのか、それとも民事局長通達でそれ十分徹底できるというお考えなのか、その辺はどうでしょうか。

寺田熊雄君 その局長のおっしゃるのりづけを底して行わなければならぬというそういうことの趣旨を徹底させ、下部に流していくということを徹底させる方法は、たとえば最高裁判所規則でそれを決めるのか、それとも民事局長通達でそれ十分徹底できるというお考えなのか、その辺はどうでしょうか。

最高裁判所長官代理者(川㟢義徳君) 事柄が事でござりますので、たとえば首席書記官会合等の趣旨を徹底させ、下部に流していくということとも考えられますし、あるいはこれは送達関係総務局所管でございます。すべての事件局にまでござりますので、民事裁判だけではございません。そのほかのところでも送達は行いますので、それを統べております総務局長の通達といったことも考えられます。実際に法事が成立しましたならば、その点遺憾のないよう措置をしたいというふうに考えております。

寺田熊雄君 いま局長の御説明の中で、これは事関係だけではないというお話をあったと思うだけれども、この百六十九条の第二項、これにする限りは刑事関係の書類の送達にはこれを準用しないといふお答えがあつたようにも思うんだけれども、その点はどうでしたか。つまり、刑事訴訟規則で、この百六十九条第二項の規定は刑事訴訟法の規定による送達には準用しないというこをうたうのかどうかという点ですね。

最高裁判所長官代理者(川㟢義徳君) 刑事訴訟の五十四条に「書類の送達については、裁判所と

の規則に特別の定のある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する」と、こういう形になつております。

したがいまして、何らの手当をもいたしませんと、就業場所送達のこの規定が刑事手続にも準用されるということになるわけがありますが、私どもの刑事局の方ではこれをこのまま準用させるのは適当でないという考え方から、新しいこの法案の百六十九条の二項に要件が三つございますけれども、一番最後の当事者が同意したというような場合、この最後の要件については準用してもよからう。しかし、第一、第二の要件による就業場所への送達は、これは準用すべきではないという考え方で、目下これを除外する規則をつくるべく検討中でございます。

○寺田熊雄君 これは、あなた方一体でいらっしゃるから別段念を押す必要はないけれども、刑事局長の所管であるわけだから、刑事局長に答弁していただいた方がベターでしょうね。それはどうかしら。

○最高裁判所長官代理人（川崎義徳君） この点につきましては、刑事局と十分連絡をとりまして、ただいま申し上げたような趣旨のことを考えているということを民事局長が述べて結構だと、こういふことでございましたので、便宜、私から申し上げた次第でございます。

○寺田熊雄君 同じ最高裁判所事務総局の中だから、そういうふうに伺つていいでしょうね。

それで、家裁の書類送達方法では、何か家庭裁判所といふこの裏書きはしないんだというような説明があつたけれども、これも家庭局長にかわつてあなたにお答え願つていいのだろうね。どうでしよう。

○最高裁判所長官代理人（川崎義徳君） この点につきましても家庭局長から意見を聞いておりますので、私から申し上げるつもりで参つております。

○寺田熊雄君 それで、家庭裁判所では、このブ

ライバーの保護のためにどういう配慮を具体的にやつておるのでしょう。

○最高裁判所長官代理人（川崎義徳君） 家庭裁判所におきましても、呼び出しとか審判書を送ると

いろいろなことで送達ということがあるわけですが、正式の送達といふことがあるわけでありますが、正式の送達といふ方式で当事者に書類を送るというのは非常に少ないようでございま

す。たとえば、抗告ができる審判書を送る場合、これは抗告期間の起算点をはつきりさせる必要がありますので正式の送達をやつておるようになりますが、通常の審判とか調停の呼び出しは送達の方をとりませんで、便宜、通常六十円の封書等あるいは電話などを使っておるようあります。そして、これはライバーの保護と同時に、費用の節約ということがかなりウエートを持っているというふうに聞いております。正式の送達でありますと八百六十円かかりますが、普通の封書等でありますと六十円でありますから、八百円の節約ができるというわけであります。

多くのものは、いま申し上げましたような簡易な方法で行われていて、しかもその中にライバーソーの保護に十分気をつけなければならぬ事件につきましては、前回も申し上げたかと思いますが、私書箱を使う。裁判所が私書箱を持つわけです。裁判所が差し出すのですが、裁判所が出したといふことがわからない、私書箱何号といふのが出したといふことになる、そういう形をとつたり、あるいは書記官、調査官が個人の名前で手紙を出すというような配慮をしているというふうに聞いております。

○寺田熊雄君 これは十分研究してお尋ねするわけじゃないけれども、家庭裁判所に関しては、勤務場所への送達なんということは全く考慮に置いてあるといふことかと思います。

○最高裁判所長官代理人（川崎義徳君） 多くは正

法制局といろいろ協議をいたしました結果、この

ような形に落ちついたというわけでございます。

いまの「法律上ノ行為」というところを「法律

関係」というふうに変えることはどうかという御提案でございますけれども、表現でございますか

いうふうなことで送達といふことがあるわけであ

りますが、正式の送達といふ方式で当事者に書類

を送るというのは非常に少ないのでございま

す。ただ、身分関係や相続関係についてはこの民事訴訟法上の勤務場所への送達ということは、離婚なんかの場合にこれを全くいかぬというわけにはいかぬでしょうが、少年事件の場合は勤務場所にやられちゃ全く困るから、これは全く適用を除外するわけでしょう。この点どうでしょう。

○最高裁判所長官代理人（川崎義徳君） 家庭局におきましても、御指摘のように少年事件については就業場所への送達は考えないといたでございます。

○寺田熊雄君 それから、この百六十九条の第二項の規定の仕方が非常に生硬にできている。熟していない。これは何か聞いてみると、法務省の原案にはなかつたのを、法制局が入れたんだといふよなことを聞いたことがあるけれども、真偽のほどは知らない。何にしても「前項ニ定ムル場所ガ知レザルトキ又ハ其ノ場所ニ於テ送達ヲ為スニ付支障アルトキハ送達ハ送達ヲ受クベキ者ガ雇用、委任其ノ他ノ法律上ノ行為ニ基キ就業スル他人ノ住所、居所、営業所又ハ事務所ニ於テ之ヲ為スコトヲ得」、これを「送達ハ送達ヲ受クベキ者ガ雇用、委任其ノ他ノ法律関係ニ基キ」と言えればいいんじゃないかな。「法律上ノ行為ニ基キ」などと、こうした方がわかりやすいと思うんだけれども、これはどうでしょうか。

○政府委員（中島一郎君） 御指摘の条文は、確かに若干わかりにくくと申しますか、若干生硬であるというような見方もあるうかと思うわけであります、この辺は純粹に表現の問題と申しますよ

うか、文言の問題でありますので、私どもの方で

この間、中島局長のお話では、いや、それは代理人がどうしても調書をつくってくれといふことを

言えます。それがどうでも、表現でございますか

ばらな書記官というようなものの事務の懈怠、こ

れを必ずしも否定できないんじゃないだろうか。

しかし、われわれが下の方から裁判官を見上げる、あるいは書記官の事務を見る。そういう場合に、中には和解がこれはできるということでサポートやつはないだろうか。調書を作成せずに放置する

べきではないだろうか。調書を見たときに、中島局長のお話では、いや、それは代理人がどうしても調書をつくってくれといふことを

言えます。それがどうでも、表現でございますか

ばらな書記官というようなものの事務の懈怠、こ

れを必ずしも否定できないんじゃないだろうか。

この間、中島局長のお話では、いや、それは代理人がどうしても調書をつくってくれといふことを

言えます。それがどうでも、表現でございますか

ばらな書記官というようなものの事務の懈怠、こ

れを必ずしも否定できないんじゃないだろうか。

この間、中島局長のお話では、いや、それは代理人がどうしても調書をつくってくれといふことを

言えます。それがどうでも、表現でございますか

ばらな書記官というようなものの事務の懈怠、こ

れを必ずしも否定できないんじゃないだろうか。

この間、中島局長のお話では、いや、それは代理人がどうしても調書をつくってくれといふことを

言えます。それがどうでも、表現でございますか

ばらな書記官というようなものの事務の懈怠、こ

れを必ずしも否定できないんじゃないだろうか。

だから、この調書を省略し得る場合は、当該の証人調べが行われた日あるいは検証が行われた日ないしその直後に和解あるいは訴えの取り下げが行われた場合に限るというふうにしてはもらえない

もさらにびっくりしたのは、判決原本に加筆訂正を行った疑いがきわめて濃い。つまり判決を、すでに正本を当事者に送達しちゃったその後で判決を直しちゃった、こういうことがあります。

いますが、大阪高等裁判所長官から仲江判事に對して、嚴重書面注意というものを行つたわけでございます。

○寺田熊雄君 そうありたいものですね。私ども
いふるに考えておる次第でござります。

○政府委員(中島一郎君) だけれども、これはどうでしょう。
思いますけれども、通常の場合は、一ヶ月置き、あるいは二ヶ月置きに次回期日が決められるわけありますから、井公元吉の場合にまだつくらうであります。

何でもない。われわれは誤り多きものでありますから、誤りがあることは当然だからもう更正決定をすればいい。何でこそそと後で判決を直したりするか。この根性、こういう根性を持った裁判官ではこれまもう裁判官の名に直しない。弘はそ

月に大阪高等裁判所の方へ配置がえということになりました。なつております。ただ、後で申し上げましたことはこの問題とは直接関係のないことではございますけれども、結果としてはそういうことになつておるということを付加して申し上げる次第でござる。

書に限られるというのが普通であろうかと思うわけでありますが、例外的な場合といったしまして、集中審理を行なう、連続して審理を行なうというような場合には、直近の期日の調書だけに限るというのは狭窄な場合などもあるわけでありますから、その場合には、直近の期日の調書だけに限るというのではなく、やはりこのように、この問題ではいろいろな点の疑問があるのをお尋ねしたわけで、さらにまた、この問題ではないまお話ししたよろしくて、後日譲りたい。もう時間がないので、まだで、後日に譲りたい。もう時間がないので、まだでござります。

それを遺憾に思つておる。だから、この事實を調査して、これが眞実であるというのであれば、当然最高裁は、これをほうつておいてはいかぬです。これは。こういう事實があつたのかどうか、その点をまずお伺いしたい。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君)　ただいまお尋ねの仲江利政裁判官につきましては、寺田委員からもただいま御指摘がございましたように、訴訟指揮上のいろいろの問題についての要望といふものが弁護士会から出ております。その中に、その問題とは別に、いま御指摘になりましたような判決原本を判決言い渡し後に訂正したのではな、いか、訂正しておるという御指摘があつたわけでござります。そういう要望書が奈良の裁判所の方へ参りましたわけでございます。

○寺田熊雄君 裁判官といふのは、行動も公明正大でなきやいけないし、精神も公明正大でなきやいけないですね。だから、こそこそと判決を直しちゃうなんというのは、これはもう言語道断で、とうていわれわれとしては考えられないんですよ。だから、その事実があつたということを人事局長が率直にお認めになつて、そして厳重注意といふ処分をしたんだと言われるならば、まあまあそれなりに私はあなた方のなさつたことを評価しますが、しかしこれは嚴重注意といふわけですからども、しかしこれが嚴重注意といふことで精神が改まりますかな。やっぱりその心構えを根本的に変えてもらわなきやいかぬですよ。自信がありますか。

奈良地裁の仲江和政裁判官 これは会議録を調べてみると衆議院でもやはり質問があつたようであります。私も日弁連新聞を見てびっくりした、こういう裁判官がまたあらわれたかと。この間実は東京地裁の裁判官の問題でお尋ねをして最高裁のお答えをいただいたんだけれども、まだしてもらういう非常識な裁判官があるということは報道せられておる。非常に驚いたんですが、これは恐らく最高裁もすでに衆議院で質問がなされておるので事情を御調査になつたと思うけれども、私はこの日弁連新聞の記事で一番遺憾に思つたのは、單にいきなり和解を勧告するとか、証人の尋問時間を不适当に制限するとか、あるいは期日について強引な決め方をするとか、そういう問題より

そこで、奈良の裁判所では、早速その点を特に
重点的に関係人から事情を聴取いたしまして、い
るいるのことはございましたけれども、簡単に結
論として申し上げますと、どうもやはり判決言い
渡し後、送達が両代理人に行われた後で判決原本
への訂正が行われたようございます。
やや詳しく申し上げますと、「被告」とあると
ころに名を加えたとか、それから何もないところ
に「各自」というふうな文言を入れた、たとえば
そういうふうな訂正、加除、加筆があるというこ
とが判明したわけでございます。

そこで、このことについての処分ということが
問題になるわけでございますが、その事実が明ら
かになりましたので、ことしの三月十六日でござ

や弁解——本人の言つておりますことをちよと申し上げますと、これは寺田委員も御承知のことあると思いますけれども、両代理人が同意の上で、正式に更正決定をやらないで簡単なことなら直すということが全然ないわけのものではございませんで、そこら辺に対する認識がやや不十分だつたという点もないわけではないわけでござります。

いことがある。これは過去において国会でも山口シヅエ議士ですか、帽子をまとめて議場に入つたと。けんけんどうどううたる抗議が起きて取らざれだということが、過去においてあるようであります。これは坂田法務大臣におかれでは非常に長い御経歴ですので、御存じのことと思りますけれどもね。

戦前、声楽家が検察官の部屋へ行つて参考人で調べられたことがあります。昔は東京区検察院と言つたかな、いまの区検ですかね、たしか茂見検事のところだったかと思うんだけれども。それで、日本で著名な声楽家がやはりわりに大きくなつぱ広の帽子をかぶつて部室に入つていったところが、名前はちょっと違うかもしませんから

いますが、大阪高等裁判所長官から仲江判事に対する厳重書面注意を行ったわけですが、分にその点についての御注意があつたはずでござりますので、今後はそんなことはまずないものと

いまのは違うかもしけれぬということでお聞いていた
だきたいが、その帽子を取りなさいと、こう言つた。
いや、婦人の帽子というのはこれはアケセラリーミー
みたいなものでこれを取ることはいけませ
ん、取りませんと、こう言つた。取れ、取らぬとい
うことで論争になつて、とうとう取らされて一
また。それでその声楽家は怒つて、新聞で検事事
さんをたたいてやると言つて息巻いて帰つてい
た。その検事が今度は食堂で、当時は石郷岡とい
う上席検事がおつたが、食堂でそれを披露した
そしたら石郷岡検事が、ううん、それは検事事
といふものの性質を知らぬからだなあなど言つ
て注釈を加えたと。それは、われわれのかつこう
の議論の的になつたことが戦前ありましたけれど

これが外で、あるいは法廷でどうか、社会常識的に見てどうかということの問題であろうと思います。それから先は、裁判長の訴訟指揮にかかることがあります。そこでござりますので、差し控えさせていただきます。

○寺田熊雄君 檢察庁はどうかな。

○政府委員(前田宏君) 余り十分考えたことはございませんので、的確なお答えができるかどうかとも思いますけれども、女性の方が洋服の場合に帽子をかぶるという場合に、それをどう受け取るかということ。これは日本の場合とまた外国の場合とでも、いろいろと受け取り方が違うのじやないかというふうに思うわけでございます。

先ほど寺田委員仰せになりましたように、エリザベス女王ならエリザベス女王がやつておられるということについて別に違和感がないということであろうと思いますが、その帽子の大きさなり形状なり、いろいろと問題もありますの

で、一概には言えないのじやないかと思います。

○寺田熊雄君 法務大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂田道太君) やはりこれは風俗習慣の違いがあると思うので、ヨーロッパ諸国では女の子が室内で帽子をかぶっているというのはあたまりえじやないです。私はそう思うのです。でござりますけれども、これはその土地、その民族によってやはり服装というのは発達してきておるわけなので、何とも申し上げようはございません。特にこの問題は法廷の中でござりますから、これはやっぱり法務大臣といたしましては、裁判官のおっしゃることに対してもやかくは申し上げたくない。

しかし、一般的と申しますと、もう少しお互い同士が相手の服装、それが自分と違ったからといって、相手の國じやどうだらうかとやっぱり考えてみることが必要じやないかと思いますし、またヨーロッペ諸國の人が日本に来られたときに、日本の室内においてはどうなのかなと。自分のところで帽子をかぶつておるのがいいからどうなのかと思ったときに、お茶室の中なんかではやつ

ぱり帽子は取つた方が日本人の気持ちとしては非常にああというふうに、むしろ尊敬の念が出てくるのじやないかと思うので、これは一概に言えないとじやないかというふうに思います。

ただ、法廷内問題は、これは裁判官の秩序維持のためにありますから、いろいろあつたと思います。それについては、私はコメントを差し控えさせていただきたいと思います。

○寺田熊雄君 何といいますか、私どもは婦人の帽子、これは婦人の装飾の一つである。婦人も思つてゐる。また、いまやそういうふうに風俗が次第に西洋化するといいますか、近代化していく過程にあるわけで、それを尊重していいんじやないだらうか。何か帽子をかぶつたら法廷の秩序が乱れるとか、裁判官に対して失礼だと考へえることが、どちらかというと少し見が狭いと私は考えるんだけれども、しかしこれは余りここでそう強く主張をするというわけじやありません。十分検討していただきたいという趣旨でお尋ねをしたわけであります。

せつからく警察の方に来ていただいたから最後に一つ、まだほかに質問がたくさんあるんだけれども、お尋ねをしたい。

というのは、大阪においてこの十八日に、病院の精神科を退院したばかりの男に若い女性が刺身包丁でいきなり腹などを刺されて死亡した。この新聞報道によると、これは精神分裂病で入退院を繰り返しておつた。しかし医師の了解を得て退院した。これはやはり精神科の医師の処置が非常に不十分といふか、適切でなかつたことによるんじゃないかというような感じを持つことであります。ですが、真相はどうか。この辺ちょっと警察の方にお伺いしたい。

○説明員(仁平國雄君) この被疑者が、茨木市内の精神病院に昭和四十八年十一月以降ことしの三月十六日まで、大変長い間精神分裂病で入院していましたといふのは先生おっしゃいましたとおりでございまます。が、まだ警察の捜査をおきましてこの精神病院からの事情聴取は行っておらないわけで

ございます。しかし、すでに捜査関係事項照会書をもちまして、入院中のカルテだと観察記録等の写しの提出は求めておるわけでございまして、近く被疑者の病状につきましては、直接担当医から事情聴取することになつておるわけでございます。

○寺田熊雄君 それじゃまた次回にでもその結果をお尋ねすることになると思います。

それから、横浜の地方裁判所を舞台にばっこしていた暴力競売の大物三人を逮捕したという新聞記事があるけれども、横浜の裁判所というのは、この間も何か暴力をふるつた者が競売場で現行犯で逮捕されたという事件、これはあなたに御説明いただいたが、さらにまたこういう記事があるということ、これはなかなか病根が深いと考えられる。この真相はどうですか。

○説明員(森慶英一君) 神奈川県警察が本年の四月二日に、横浜地方裁判所の競売場で発生いたしました威力を用いた競売妨害事件の犯人を現行犯として逮捕いたしました。このことは去る四月十八日の先生の御質問にございまして、私、答弁させていただいたところをございますが、あの犯人をその後取り調べをいたしました結果、今回いま先生が御指摘のいわば事件が余罪としまして判明をいたした、こういうことでございまして、去る二十三日に犯人を逮捕したわけでございますが、一昨年、昭和五十五年の十二月五日と、それから昨年、翌五十六年の七月二十四日の二つの不動産競売の案件に関しまして違法な競合を行つた、こういう実態を自供を得まして、そうして四月二十三日に当該競売案件の入札参加業者四名、これを逮捕いたしまして、さらに関係個所の捜索を実施したものでございます。

捜査の現在の状況とか今後の進展のごあいといふことにつきましては、なかなか事件内容もむずかしいものでござりますし、したたかな者を取り調べをする必要もございまして詳しく述べ上げるわけにはまいりませんけれども、こういった事件をきづかけにいたしまして、先生も御指摘あります。

すような裁判所の競売を舞台にして暗躍をしておられるようなナゾローカーどもを徹底的に解明しようといふことで、現在神奈川県警では捜査本部を設置しまして、今後ともこの事件のさらに積極的な解明というのを推進していく態勢をとつておるところでございます。

○寺田 雄雄君 それでは、また捜査の進展に伴つてお二方に来ていただきて、さらに詳しいことをお尋ねすることにして、きょうは結構です。ありがとうございました。

○最後に一つだけお尋ねしたいのは、最近法務省

で四月二十四日法務省令第二十五号の、いわゆる商法関係の營業報告書等の記載事項等に関する省令が出ましたね。これで、しばしば論ぜられた財産上の利益の無償供与の開示、このディスクロー・ジャーの要請が果たしてこの省令によつて十二分に実現されあつたのかどうか、この点ちょっと御

○政府委員(中島一郎君)　いわゆる会社の無償供与の開示あるいはその監査ということにつきましては、それが会社の社会的責任を遂行する上で非常に重要な一面であるというようなことをございましたし得るかどうかという点についてだけ御説明いただいて、質問を終わりたいと思います。

いりますし、あるいはただいま御指摘の会社の経営会員の無償供与を監査役の監査報告書の記載事項にすることともに、その監査の結果を監査役の監査報告書の記載事項とともに、これを附属明細書においても開示をすることにしておるわけでござります。

の監査の参考になるように、監査役が無償供与の監査をする場合に参考になるように記載しなければならないものというふうにいたしておるわけですがございます。これは会社の実情に応じまして、監査役の判断によって無償供与に関する記載をさせようという趣旨であります。無償供与について何らの触れるところがない附属明細書というものは、これは適法なものとは言えないということになるわけであります。

規定の内容はそういうことでござりますけれども、今回の商法改正はいわゆる企業の自主的監視機能の充実を目指としたというものでありまして、企業の実体が必ずしも一律でないということを考えますと、ただいま申しましたように、監査役の努力に期待して企業の自主性を尊重した措置を講ずるということが適当であるというふうに考えたわけでございます。

なお、監査役は監査のために必要と考えればさらに進んだ開示を要求することができると、こういうことで十分この開示の目的を達することができるというふうに私どもとしては期待しておりますわけでございます。

○小平芳平君 今回の民事訴訟法の改正で法務省に伺います。また、大臣も御都合があるようですから、これにお答えになって席を立つてください。

お伺いしたい点は、提案説明の中に「民事訴訟手続等の適正、円滑な進行を図るために改正しようと/orするもの」というふうになっております。なっておりますが、どういう点が適正、円滑な進行を図ることになるのかどうか。具体的に、初めにどういう改正がこういう適正、円滑な進行になるのか。

それから、国民にとってメリットになることはどういうことがあるか、裁判所の御都合がよくなっているということはどういう点があるか、そういうことにについてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) 今回の改正の根本的な考え方と申しますと、民事訴訟理論の根本的なも

のには触れないで訴訟の迅速化、簡易化というふうのを図つてしまいたいということが主眼でござります。

ただいまお尋ねの円滑ということになりますと、送達手続を円滑にすることによつて訴訟の迅速化を図る、ただいままでは必ずしも円滑にすることのできない場合があつたということにかんがみまして、送達手続の円滑化を図る、あるいは当事者や証人等の不出頭の場合に訴訟の迅速、円滑化を図ることが妨げられますので、今回、罰金とか過料の額を引き上げて当事者とか証人の出頭を確保する、そして適正な裁判に資するというようないふうなことが、適正ということの一つのあらわれであろうかといふふうに考えております。

○國務大臣(坂田道太君)　ただいまの民事局長から申し上げたようなことで民事訴訟手続等の適正、円滑さを確保しようと、こうしたことだと思

○小平芳平君 国民にとっても、十分メリットがあるというふうにお考へでしようか。

○政府委員(中島一郎君) 送達が円滑にいかなくして不便を感じるというのは、これは裁判所の方も事件が残つて困る点は困るわけでありますけれども、より困るのは、その訴訟を早く進行させたいと望んでおる当事者側ということになるわけであります。でありますから、その訴訟が速やかに進みます。

○小平芳平君 次に、それでは具体的に若干お尋ねしてまいりたいと思いますが、調書の省略について、現在でも簡易裁判所においては、民事訴訟法三百五十八条ノ二により省略が認められていると思いますが、その実情と、それから今回の百四十四条の改正と照らし合わせて御説明をいただきたい。

○最高裁判所長官代理人(川㟢義徳君) ただいま御指摘のよう、民事訴訟法の三百五十八条ノ一という条文によりまして、簡易裁判所においては

調書を省略できる場合があるわけでござります。それで、統計的にこれを調べたことはございませんが、若干府について調査いたしましたところ、多くのところでは証人調書の省略をしている例が多いようです。本人尋問調書よりも、証人尋問調書の省略をしているケースが多いようでございます。ただ、控訴率が高い不動産関係訴訟等では、省略はなかなかやつていないというような実情が出ております。

簡易裁判所の調書の省略のただいま申し上げました条文と、今回の百四十四条によります調書の省略とはいささか視点、観点を異にするものでありますと私どもは考えております。百四十四条によります省略というものは、事件が裁判によらずして完結した場合に省略できる、それは調書をつくっても少なくともその事件に関する限りもはやその調書をつくる実益がないということからくる省力化の問題であります。簡易裁判所における調書の省略といふのは、いろいろその他簡易裁判所の手続では簡易な手続が決めてございますが、その一環といいたしまして調書を省略できるとしておるわけでありまして、事件が裁判によらず完結した場合のみならず、それ以外の場合でも省略していいということでございます。このように両者は趣旨が違うというふうに考えております。

○小平芳平君 簡易裁判所の方の手続は、当事者に異議がないこと、裁判官の許可があること、この二つの要件が必要とされますか。

それから、今回の改正ではこうした点が、当事者から記載すべき旨の要求がないとき、または裁判長の許可があつたときというふうになりますか。いかがでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) おっしゃるとおりでござります。

○小平芳平君 そいたしますと、簡易裁判所の方の省略の方が当事者に異議がないかどうかを確認する、その上に裁判官が許可するという手続が踏まれるのに対しまして、今回の改正は当事者が申し出なければもう省略されちゃうわけですね。

省略されることが原則になるわけですね。つまり、簡易裁判所の方の手続から言えば、当事者にまず確認をしてくれるわけです。だから、当事者は要りませんとか、要りますとか言えるわけです。ところが、今回の改正では、そういう手続がないわけであって、自分から、よくその事情をのみ込んでいる人なら調書を取つてくださいと言ふこともあり得るでしょうけれども、一般的な市民が当事者になっているような場合は知らない。だから、わざわざ申し出ることがない。そうすれば、裁判長はおおむね省略してよろしい、こういうことになるんじやないでしょうか。

○政府委員(中島一郎君) 簡易裁判所の規定の方は、これはまだ事件が進行中でございます。どうなるかわかりません。証人調べでもらいたいといふことで調べてもらつたのだけれども、この証人は余り事情を知りませんでした、これはもう調書をつくつてもらわなくて結構ですと、こういうふうに当事者が異議がない場合もございましょうし、あるいはこの証人を調べてもらつた結果よくわかりました、判決はどうなつてもう自分の方は控訴するつもりもありません、ですからこの証人の調書は結構ですと、こういふこともありますので、やはり当事者の異議の有無といふことを確かめないと調書の省略はできないだらうというふうに思うわけであります。

一方、今回の百四十四条の規定の場合は、これはもう訴訟が完結をしたわけであります。しかも、それは判決によらないで完結をした。和解なり取り下げなりといふことで完結をしたわけでありますから、先ほど川崎局長も申しましたように、その事件限りで申しますならば、調書はこれ必要がないというのが原則であります。しかし、例外的に当事者が別件でその調書を証拠に使いたいとか、あるいは何かほかの理由によつてこの調書だけはぜひ取つておいてもらいたいのだと、その場合には当事者に申し出てもらう。そのかわり申し出があれば無条件でつくりますと、こ

れが百四十四条の規定でありますとし

す。

初めに、訴え提起する前に内容証明郵便等を出したけれども返送された。だから、訴え提起

ます。されど、こういつた規定がよきわしいのではないか

といふふうに思つてございます。

○小平芳平君 御趣旨はよくわかりますが、今回

の改正に当たつても、当事者が申し出れば調書は残しておくということですね。ですから、要するに今回の改正が成立いたしましても、実際の運用に当たつては当事者の意見というものをもつと聞いてみるような運用が必要じやないですか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 実は、現

在の実務におきましても、証人調べをした當該期

日に和解が成立したような場合には、双方の異議がないという意見に基づきまして調書をつくら

いといふ運用がなされております。これはもちろ

ん根拠がないわけでありますから、当事者の同意と申しますか、異議のない旨の積極的な意思表示を求めているわけであります。

今度この新しい法律ができました場合、裁判所

といたしましても、大体は和解で終わる場合にこ

の規定が働く場合が多かるうと思ひます。取り下

げといふようなことで終わる場合には、実際問題

としてはそれほど適用例はないのだろうと思いま

す。和解で終わりますケースでは、双方が必ずそ

ろつております。そろつて話し合いの上、成立と

いうことになるわけでござりますから、双方、當

事者本人、さらには代理人がついておられれば代

理人も同席しておられるわけであります。その

際、念のため、きよう調べた証人、あるいは前回

調べてまだ上がっていない証人調書を、もう

一度ならず二度も三度もあつた、しかもそれから

余り日もたつてないといふような場合に、必ず

申し上げましたのは、内容証明郵便を送つたとこ

ろが全戸不在といふことで返されてきた、それが

いますので、そのところは十分に考えなければ

ならない点であるかと思ひますけれども、私が

申し上げましたのは、内容証明郵便を送つたとこ

ろが全戸不在といふことで返されてきた、それが

いますので、そのところは十分に考えなければ

ならない点であるかと思ひますけれども

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 前回も申し上げましたとおり、ただいま私ども刑事局におきまして、就業先場所へ送達の一部は準用しないというふうに除く規則をつくる作業を進めておる最中でございます。一部除かないで進用するということになるわけでありまして、この場合、被告人が同意している場合はあえて除がなくてもいいだらう、就業先場所へ送達していいのじやないかと、こういう考え方でございます。これは本人の意思を十分確認しなければならない。それはどういう方法で確認するか、そのあたりも十分検討をしたいということで作業を進めておる最中であります。

が、圧倒的に多いわけでございます。略式命令は年間二百万件以上ございます。これの送達といふことでありますと、中身は交通違反といふうなことにならうかと思いますが、それがどの程度のプライバシーに関連するかといふことも大量的に見れば考えなければならない問題だというふうに思っております。

なお、刑事手続における送達は略式命令の送達が圧倒的に多いわけでございます。略式命令は年間二百万件以上ございます。これの送達といふことにならうかと思いますが、それがどの程度のプライバシーに関連するかといふことも大量的に見れば考えなければならない問題だというふうに思っております。

○小平芳平君 当然間に合うでしょけれども、そのほかにどういうものがありますか。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) 少年審判事件につきましても、刑事手続と同じようにこれに対する予定であります。

○小平芳平君 次に、送達は送達を受けるべき本人にに対する直接交付といふことが原則だらうと思ひます、勤務先を加えますと、前回も政府側から御説明がありましたように、直接本人に渡すといふことがむしろ例外になつて、大企業なら文書係とか事務員とか雇い人とか、そういう間接的に渡すのが原則になりはしないか。前回の御説明か

ら言うと、むしろ間接の方が多くなる、そういうことを承知の上で改正なさるわけですか。

○政府委員(中島一郎君) 決して本人に対しても直接受付するということではなくてもいいというわけではございません。就業場所に参りまして、だれさんあての書類を受け取つてもらいたいといふことでもらいましてそして本人に交付するというのが原則でございます。ただ、その本人が就業場所から外出をしておるとかといふうことになりますと、それは補充送達という方法もあると、こういう趣旨でございます。

○小平芳平君 そうしますと、郵便を届けに行つた人が就業中の本人を呼び出して、来てもらつて渡してこいということですか。

○政府委員(中島一郎君) 百七十一條であります。が、「送達ヲ受クベキ者ニ出会ハザル場合ニ於テ」と、こうありますので、留守その他で出会うことのできないということが補充送達の要件でございます。

○小平芳平君 もちろんそうなつておりますけれども、実際問題として、郵便配達を行つた者が就業中の人を、本人を呼び出してそこで手渡していく、またそなはなならないといふうに決められますか。

○政府委員(中島一郎君) いろんなケースがあるうかと思うわけであります、一番典型的な例は、私先ほど申しましたように、外出中であるところ、またしなければならないといふうに決められますか。

○小平芳平君 それから百六十九条の二、前回もお伺いしたわけですが、また寺田先生からもこの文章が云々という先ほど御質問がありました、「前項ニ定ムル場所ガ知レザルトキ」、これはだれが知れないということですか。それから「送達ヲ為スニ付支障アルトキ」、これはだれの支障か。それがスニ付支障アルトキ、これはだれの支障か。それから「申述」は、これはわかります。ですか、場所が知れないときという場合と、支障あるときというのは、だれのことを言つているかといふことをお尋ねします。

○政府委員(中島一郎君) まず最初に「知レザルトキ」ということありますが、これは最初は住所を書いてくるだらうと思います。住所に送達をいたしますが、先ほども申しましたように、その住所にはすでに居住していない、転居をしたけれどもも転居先は不明であるということで書類が返つてまいります。そうなりますと、いろいろ

が、勤めている人が、ちょうど郵便を配達に行つたとき、そこにいるとは限らないわけですね。それは外出している場合もあれば、工場で働いている場合もある。ですから、そういう働いている人を、仕事の途中ですけれども、呼び出してきて渡さなければいけないか、そういうふうに決めるのですかということをお尋ねしたんです。

○政府委員(中島一郎君) 実際の運用といたしましては、集配人としては受付のよくなところに参りまして、本人をそこに電話などで呼んでもらうと、大きなところではそういう扱いになるのではないかと思います。

ただ、その場合に、非常に重要な外科手術をやつておつてその場所を離れた場合に患者の生命にも影響するというような場合にまで呼び出して渡すのかどうかということになりますれば、それは具体的な事実関係において、出会わないという規定の解釈として、許される限りにおいては補充送達も許されると、こういうことであらうかと思ひます。

○小平芳平君 それから百六十九条の二、前回もお伺いしたわけですが、また寺田先生からもこの文章が云々という先ほど御質問がありました、「前項ニ定ムル場所ガ知レザルトキ」、これはだれが知れないということですか。それから「送達ヲ

前回も申し上げましたけれども、住所などにおいて送達を試みましたが、受送達者及び代理受領資格のある者が不在であるということで効率を奏さなかつたという場合が典型的な場合であるとおもいます。この場合におきましては、受取人不在ということを理由に還付されてしまふわけではありませんから、裁判所書記官としては、まず通常の送達方法によつては受取人不在で送達ができないケースじゃないかということを考えるわけあります。

そこで、休日送達なり、あるいは夜間送達といふものを執行官によつてすることはできるかどうかということを考へるわけであります。それがそれが期待できる場合もありますし、期待できない場合もあるわけであります。それが期待できない場合には、次に就業場所がわかっているかどうか、わかつておれば就業場所に対する送達をするかどうかということを考えるということになるわけがありますが、まず当事者がそういうことを申し出でくるであろうというふうに思います。

書記官の方は、就業場所があるのかないのか、就業場所がわかつてあるかどうかということはわからないわけでありますから、住所あての書類が送達できずにつれて返つてしまつたよということを当事者に知らせて、当事者の申し出を待つわけであ

ります。それで、当事者がもう一度住居所あてに送達をしてくださいと、こう言いますか、あるいは夜間送達なり休日送達をしてくださいと、こう言いますか、あるいはそれじや就業場所に対する送達をやってくださいと、こう言いますか、それによってどの方法をとるかということを書記官が判断するわけでございます。

○小平芳平君 休日・夜間の執行官による送達はほとんど可能性はないというような説明がありますね。ますますそういう可能性がなくなるとしたですね。ますますそういう可能性がなくなるというふうに考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(中島一郎君) ついぶん昔には、現在の執行官と類似の仕事をしておられます者はいわゆる執達吏という名称で呼ばれておったわけでありまして、これはいわゆる執行官の執という字と送達の達という字と吏員の吏という字を書きまして執達吏と、こう呼んでおったわけでありまして、当時のいわゆる執達吏の仕事の内容は、執行と送達というものが、割合ははつきりは申せませんけれども、ほぼ似たような比重を占めておったのではないかというふうに思うわけであります。

それが執行吏と改められ、さらには現在、執行官といふように改められてきた経過を考えてみますと、先ほど川崎局長も申し上げましたように、執行官といふものの仕事の純化と申しましょうか、地位の向上といふに申し上げていいのかと思ひますけれども、そういった傾向にありますて、執行に重点を置いてきたということが申し上げられると思うわけでありまして、これもいわゆる臨時代行者がおるところとおらないところもありますし、あるいは執行官の仕事の繁閑によりまして、送達についてそれを処理できる余力がある場合とない場合がありましても、傾向としては見えないわけありますけれども、傾向としては、次第に執行に重点を置いて送達は郵便送達を原則とするというふうな方向にあるということは事実であるかと思います。

○小平芳平君 よく御説明はわかりました。したがって、この「送達ヲ為スニ付支障アルトキ」と

いうこの表現が、このままじゃわからないですね、いまおっしゃったことが、もう少し、そういうおっしゃった意味がわかるようにならないですか。

○政府委員(中島一郎君) こういった表現につきまして、法制審議会その他いろいろと衆知を集めめて御審議をいたいた結果、またそれを条文にする上で、私どもが法制局と協議をした結果、こういうふうに落ちついたわけでありまして、私どもとしては、ただいま申しましたような規定の実質を表現するのにふさわしい規定であるらうかと思つておるわけでございます。

○小平芳平君 「場所ガ知レザルトキ」は、受け取った人の住所、居所が知れないときで、はつきりしています。「支障アルトキ」というその「支障」が、だれのどんな支障かということが、説明するといまのようによくなつて、確かにそういう場合は支障があるということになるんでしょうか。だれの支障かわからないじゃないですか。

○政府委員(中島一郎君) これはすべての事情を総合的に判断するということになるわけでありまして、たとえば次回期日の呼び出し状が届くにふさわしいれば、次回期日の呼び出し状が届くにふさわしいとして、たとえば次回期日の呼び出し状でありますれば、次回期日の呼び出し状が届くにふさわしい期間、余裕を置いて届かなければならぬわけではありませんから、待つておつてそれが間に合わなくなるということでは、これは大いに支障があるといふことになるわけになります。あるいは少しうらい待つておつても十分余裕があるということであれば、執行官の都合によつては待つておつても後、別の裁判所で罰金刑を受けるという制度になつておるわけであります。

したがいまして、通常の場合といたしましては、まず不出頭の場合には、二百七十七条で訴訟費用の負担を命ずる、あるいは過料に処すということを試みるのではないかと思います。そういう手段をとりましてもなおその非常に重要な証人が出頭をしない、あるいは逃亡してしまつたといふような場合には、この二百七十七条ノ二によつて刑罰を求める、こういうことになるのではないかと思います。

○小平芳平君 時間が来ましたのできょうはこれで終わりにしますが、いまの問題をお聞きした趣旨は、そのように正当の理由なくして出頭しないと重大な問題が起きるわけでありますから、そこで、この正当な理由とは何かということが大変重要な問題になります。

それで、就業先に送られた送達、この場合、たとえば事務員が渡すのを忘れたとか、あるいはいろんなケースがあると思いますが、そういう場合の正当な理由は、どういうことが正当な理由とい

うふうにお考えでしようか。

○政府委員(中島一郎君) ただいまおっしゃいましたように、呼び出し状が現実の問題として届かなかつた、自分は裁判所から出頭を命ぜられておるということを知らないたという場合は、これはもうまさに、正当な理由でしたですか、ある典型的な例である。たとえ呼び出し状が届いておらずしても、病気のために出頭できなかつたとか、あるいはその他それに準するような場合で、いわゆる正当な理由があるということを考えられるわけありますから、これは送達ができた上で出頭しなければそれに対し過料にするとか、あるいは罰金のための告発をするという場合には、別に内部の手続で過料を科すことができるということござります。二百七十七条ノ二の罰金は、これはいわゆる刑罰でありまして、裁判所が自分でこの刑罰を科することはできませんので、検査機関に告発をしまして、起訴をされた

○政府委員(中島一郎君) これはすべての事情を総合的に判断するということになるわけでありまして、たとえば次回期日の呼び出し状が届くにふさわしいとして、たとえば次回期日の呼び出し状でありますれば、次回期日の呼び出し状が届くにふさわしい期間、余裕を置いて届かなければならぬわけではありませんから、待つておつてそれが間に合わなくなるということでは、これは大いに支障があるといふことになるわけになります。あるいは少しうらい待つておつても十分余裕があるということであれば、執行官の都合によつては待つておつても後、別の裁判所で罰金刑を受けるという制度になつておるわけであります。

したがいまして、通常の場合といたしましては、まず不出頭の場合には、二百七十七条で訴訟費用の負担を命ずる、あるいは過料に処すということを試みるのではないかと思います。そういう手段をとりましてもなおその非常に重要な証人が出頭をしない、あるいは逃亡してしまつたといふような場合には、この二百七十七条ノ二によつて刑罰を求める、こういうことになるのではないかと思います。

○小平芳平君 同じことの繰り返しになりますか

○委員長(鈴木一弘君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○小平芳平君 終わります。

○委員長(鈴木一弘君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○小平芳平君 本日の趣旨説明は去る二十二日の委員会において聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小平芳平君 今回の改正は条約がもとになつてあります。各國とも伝統的にいろいろとその責任制限の制度を採用してきたわけですが、これでも、その方式はいろいろござります。

○説明員(佐藤裕美君) この船舶所有者の責任につきましては、各國とも伝統的にいろいろとその責任制限の制度を採用してきたわけですが、これが、その必要性があるという認識が持たれたわけでございます。

の国で制限手続を問題にするという場合には、その国の法律が適用になるということにならうかと思ひます。

問題は、公海で事故が起つたという場合でありますが、まずその場合には、どちらの国に裁判権があるのかということが問題になるだらうと思ひます。いわゆる国際民事訴訟法の問題でありますので、国内法と違ひまして確立をした考え方ども思ひます。相手の船が被告になるとき、これはかなり問題でありますけれども、この場合も日本の国が裁判権を持つということは疑ひがなからうと思います。

いうのは実は固まつておらないわけであります。ただ、日本の船が破壊になる場合、これは日本の国が裁判権を持つということは疑ひがなからうと思います。相手の船が被告になるとき、これはかなり問題でありますけれども、この場合も日本の国が裁判権というものを肯定していいのじやないかというふうに私どもは考えております。

どの国も法律を適用するのかということにつきましてもこれも大変むづかしい問題でありますけれども、具体的にそういうことが問題になつた例といふものございませんので、はつきりした考え方が固まつておるわけではないわけでありますけれども、いわゆる準拠法ということになりますと、法廷地法でありますとか、あるいは加害船の旗国法あるいは被害船の旗国法、あるいはその両方の法律が重疊的に重ねて適用になるといふいろいろな考え方があるわけでありますけれども、多くの場合は日本法が適用されるといふふうに考えていいのじやないかと思うわけであります。

○小平芳平君 このいだいたい資料を見ますと、海難事故の件数に比較して責任制限事件数が少ないよう思ひますが、その原因について御説明いただけたい。

また逆に、委付主義の時代における委付の件数に比較すると責任制限事件数の方がかなりふえておりますが、その原因について御説明いただきたい。

○政府委員(中島一郎君) まず、この事件数の比較でありますけれども、海難事故が起つておらずも必ずしも責任制限の問題が起つておるというわけではありませんで、まず責任問題が起つておるという

ことが必要であります。海難事故のうちには責任問題すらも起こらないという場合があるわけであります。いわゆる自傷行為と申しましようか、問題は起つたとしたいたしまして、損害を得る債権の額がいわゆる責任限度額以内であります場合には、これまで責任制限の問題は起こらないわけでありまして、責任制限の限度内において損害額が全額支払われるということになるわけであります。

問題になりますのは、責任制限の実損の額が責任限度額を超える場合であります。そういうケースは非常に少ないので、たがつて、制限申請の件数が非常に少ないので、当事者が話し合いで解決をするという場合もあります。また、仮に実損額が責任制限の額をオーバーするという場合におきましては、これは限度額がわかつておりますので、それを基準にしてござります。

それから、委付主義の時代との比較をおっしゃいましたが、委付主義といふのは、これは日本の以前の制度でありますと、海産、船体とそれから運送貨等を相手方に投げ出して、そしてそれを限度として責任を免れるという制度であります。船体その他が無傷のまま残つております場合には、これはかなりの価値がありますので、船舶所有者等としてはその船体を投げ出すよりも金銭によって損害賠償をして解決をするといふことは、これはかなりの価値がありますので、船舶所

には作用しておらなかつたということの一つの証左であるかというふうに思つております。

○小平芳平君 今回、新たに責任制限主体として救助者が追加されますが、これについて御説明をいただきたい。

それで、たとえば転覆している船を海上保安庁などが港へ曳航してくる途中で沈没したとか、そういう場合にはどうなるかというふうな具体例で御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) まず、救助者が責任主体として加えられた理由でございますけれども、現行法におきましても、救助者は救助船舶の所有者等またはその被用者等に当たる場合であれば、船舶所有者等または船長等として責任を制限することができますが、船舶を用いて救助をする場合には、責任制限をすることができないかたといふことであります。

具体的な例を挙げて申しますと、船舶を使って救助をしておりまして事故を起こして被救助船に損害を与えた、その他損害を与えたといふ場合には、これは責任制限ができるわけであります。たとえばヘリコプターを使って救助しておつた場合には、それによつて損害を与えた場合には、これは責任制限をすることができなかつたと、条約の規定によつてそういうことになつておつたわけあります。そのバランスを是正する必要があるということがあつたわけであります。

実際にこの有名な事件があつたわけでありますて、昭和四十年にクウェートの沖で起きました東城丸事件といふのがござります。この事件は、東城丸部といいますから、被損して口を開いた部分があつたわけであります。そこへ修理作業としてサルベージ会社が救助を行つたわけであります。が、救助の必要上、船外の海中からこの東城丸に沈没その他によつて滅失してしまつたという場合には、これを投げ出してこの責任を免れるといふことは実際問題としてできることでありますか

が、これまで金銭その他によつて別途解決をするといふことであつたらうと思うわけであります。たとえばヘルコプターが墜落をしてほかの方に被害を与えたとか、あるいは漁業をやつておつたほかの方に被害を与えたとか、漁網を切つたとか、いろいろな場合が考えられるわけであります。

○小平芳平君 その責任制限が船舶にだけ認められる、その責任を制限されるというたとえでいふことは、外國とのつり合いを考えればそういうことも言えるのでしょうかが、日本国内だけで考えた場合どういうことになりますか。

○政府委員(中島一郎君) 最初に、先ほどの答弁に補充させていただきますが、お尋ねは海上保安庁の船が曳航するということでありましたが、それは公務として救助をするという場合でありますので、これは責任制限主体としては除かれます。

に、責任制限が認められるということをございます。

それから、国内についてのお尋ねということになりますと、たとえば自動車の場合とか、その他汽車の場合とかというようなそういうほどの交通機関についてはどうかと、こういう御趣旨かと思

いますけれども、これはやはり船舶と申します。しかし、海上企業の特殊性ということから来ておるのじやなかろうかと思います。理由としてはいろいろ考えられるわけありますけれども、大きくは古くから各国において認められているという沿革的な理由が一つござります。

それから、海上企業が多額の資本を投下した船舶の運航であるという非常に危険性の大きい企業であるということがござります。したがいまして、一たん事故が発生をいたしますと巨額の損害が生ずる。そこで、企業の採算性でありますとか、あるいは保険への責任転嫁の限界を超えることになるということになるわけあります。このようないくつかの理由も挙げることができますから、企業の適正な運営と発展を図るために、責任制限制度といふものが必要であるということになるわけであります。

さらには、海運業の国際性ということから見て、わが国だけが船主責任制限を認めないと、ことは困難であるというような実質的な理由も挙げることができますから、あくまでいわゆる国際的な面に重点があるわけありますから、他の締約国に全くの関係のない部分については、これは国内で自由に決めることができることになつておるわけでありまして、現に今回の改正法におきましては、内航船につきましては、内航船が自分の船舶に乗船をさせておる旅客に損害を与えた場合には、これは責任制限することができない、無制限の損害賠償義務を負うということになつておるわけでございます。

○小平芳平君 あとはまた次の機会に質問したいと思いますが、先ほどの公務は除くわけですね。したがって、船で曳航してくる場合には船会社が

責任制限されるけれども、海上保安庁が任務があるから救助に向かわなくちゃいけないし、かといって損害が生じた場合は制限なしに無制限に賠償するというような点が、そういう慣行ですと汽車の場合はどうかと、こういう御趣旨かと思

いますけれども、これはやはり船舶と申します。しかし、海上企業の特殊性といふことが存在理由の大汽車の場合はどうかと、こういう御趣旨かと思

いますけれども、これはやはり船舶と申します。しかし、海上企業の特殊性といふことが存在理由の大汽車の場合はどうかと、こういう御趣旨かと思

いますけれども、これはやはり船舶と申します。

それから、国内についてのお尋ねということになりますと、たとえば自動車の場合とか、その他汽車の場合とかというようなそういうほどの交通機関についてはどうかと、こういう御趣旨かと思

いますけれども、これはやはり船舶と申します。

それから、国内についてのお尋ね

○政府委員(中島一郎君) そもそも責任制限主体として救助が行われた場合には、それは責任制限の問題として船舶といふことが問題になるわけですが、あります。その場合に、この法律において船舶とは公用船を除くということになつておるわけであります。それとのバランスを考えまして、公務として救助が行われた場合には、それは責任制限の問題は起こらないといふことにしておるわけ

○政府委員(中島一郎君) たゞいま御指摘のよう

に、いわゆる海運業と申します。しかし、海上企業の特殊性といふことから申しまして、その安定的な発展といふものに資するということが、この制度の一つのねらいと申しましょうか、目的として

○山中都子君 日本の場合は主要海運国といふための考慮は必要でない場合といふことになりますので、そういう意味から申しましてもこの制度を適用する必要がない一場面であろう。あるいは被害者の保護を厚くするということから申しまして、も、そういった場合は除くといふことに合理的な理由があると思うわけでございます。

○小平芳平君 終わります。

○山中都子君 今回の法改正は幾つかの点がある

○政府委員(中島一郎君) この制度の認められる

それから、オブザーバーとして当時の日本郵船企画部調査役であった藤代和雄さんという方が出ていらしたということをございましたが、この点は御確認をいただけますか。

それから、藤代さんは多分出ておられたというふうに記憶しております。

バーとして政府代表団で出ていらしているといふことの中にも、その企業保護という問題についてことの中にありますけれども、特にその後に私たちを考えるのですけれども、特にその後いわゆる日本船王協会の月報、船協月報というのがありますけれども、この中に藤代さんも含めて業界の方たちが、これらの条約それから国内法の改正の問題などについていろいろ話をされていらっしゃる。

たとえば、これは船協月報の一九七七年の二月号ですけれども、座談会をやつていらつしゃる。この中で、いま申し上げました日本郵船の藤代さんが、「要は特殊な危険にさらされる海を活動的舞台とする海運企業を保護することに一つのボイントがあり、そうすることによって適正妥当な運賃水準を維持し、通商貿易を発展させる、という大きな目的をもつた保護の規定といってよいでしょう。」と、こう述べていらつしゃるわけですからなりはつきりしているわけです。

そこで、第三条の関係で改正される中身について伺いたいのですけれども、条約の第四条の「責任の制限を妨げる行為」というところでは、「責任を負う者は、損失を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損失の生ずるおそれのあることを認識して行つた自己の行為又は不作為により当該損失の生じたことが証明された場合には、自己の責任を制限することができない。」と、この第四条これが今回の法改正の第三条第三項の条文、「船

舶所有者等若しくは救助者又は被用者等は、前二項の債権が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為によつて生じた損害に関するものであるときは、前二項の規定にかわらず、その責任を制限することができない。」というところに照合するものだと理解いたしますけれども、同じ意味であるということでおろしゅうございますか。

○政府委員(中島一郎君) そのとおりでございま

○山中荀子君 この第三条三項の「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為によつて生じた損害」という表現ですね、なかなかややこしい表現なのですけれども、これは結局故意という表現とほぼ同じだと、ないしは故意に近いものであるというふうに理解をするのが妥当なのでしょうかね。

○政府委員(中島一郎君) 故意というのは、この条約で申しますと「損失を生じさせる意図をもつて」というところにござりますので、これは意欲的と申しましようか、その意欲があるということであろうかと思います。それに對しましてこの「無謀な行為」というのは、これは故意はございませんで、やはり内容は過失であろうと思うわけであります。

ただ、その過失の中でも単純な過失ではなくて、「損害の発生のおそれがあることを認識」をしておるということが必要でありましょうし、その行為が無謀なものであるということが必要であるということにおきまして、私どもが言っております「つゆる空氣ある畠舎」というよりもこの丘八りで

○山中郁子君 現行は「故意又は過失」となつて
いるわけですね、所有者等の場合。「故意又は
過失」、それが「故意により、又は」ということ
で、いま何回も申し上げますが、「損害の発生の
おそれがあることを認識しながらした自己」の無謀
ございます。

な行為によつて生じた損害」と、こう置きかえられるわけですね、過失があつたと。そうすると、これは過失の程度というか、重過失という当然そういう中身も入るけれども、それはやはり大変故意に近いといふか、そういう重過失であるという理解になります。

理解にからざるを得ないと思つてゐます。それで、これは中島局長も衆議院の法務委員会での太田委員の質問に対しましてこういうふうに

答弁されていらっしゃる。結果の発生を認容しておればこれは故意ということになるわけですが、結果の発生を認容していないといふ意味で故意ではないわけでありますけれども、非常に故意に近づいていった過失」と、こうおっしゃつて、いるわけですね。だから、置きかえて、いる中身

が、性格というものは、やはり単に過失といった範囲はかなり広いわけですね。だけれども、それはもう大変故意に近づいていっている、限りなく故意に近づいていっている過失というふうに大変狭められてくるものであるという理解が成り立つと

思つて、これを読んだ上で認識しているんですねけれども、それはそういうことになりますね。

○政府委員(中島一郎君) われわれのなじんでおります責任概念といったしましては、故意、過失と、そして故意の中に確定的な故意と未必の故

意、それは過失の中に認識のある過失と認識のない過失とも申しましようか、そういうものがいるというふうに考えておるわけでありまして、その未必の故意と認識ある過失とは境を接しておるというふうにいま言われておりますし、われわれ

もそういうふうに考えております。
そういう意味におきましては、この「損害の発生のおそれのあることを認識しながらした自己の無謀な行為」というのは、われわれのなじんでまいりました責任概念のどこに当てはめられるかというと、若干異質なものでありますけれども、先

ほど申しましたようだ、強いて言えば認識ある過失、しかも認識ある重過失ということになるわけあります。それは、故意に境を接しておる過失の故意に境を接しておる部分であるということは

○山中郁子君　限りなく近く境を接している。私は問題にしているのは、結局そういうことによつてうんと船主の責任が制限される範囲が広がるということを言いたいわけです。

それはまた追い迫い言いますけれども、要するに、当初日本政府は重過失という表現をするよう主張されたたということですね。しかし、これがいまこの法案に出されているように、「損害の発生のおそれのある」云々という表現になつた。これは結局重過失という表現よりも中身がより具体的であると同時に、故意に近い表現だというふうに理解しておりますけれども、そしてそのことが船主協会などでは、こういうふうになつたということが、つまり重過失ではなくてこういう表現になつたということは歓迎をしている。船主協会の月報でのいろいろな企業の方たちの発言などを読ませていただくと、そういう受けとめ方がされていると思いますけれども、その点は理解は一致するでしようか。

○政府委員(中島一郎君)　この点は私どもとしても、わが国としては重過失ということを主張したけれども、こういう表現になつたということを承知しておるわけであります。

その評価でありますけれども、これは船舶所有者そのものに、現行法で申しますと故意、過失があつた場合、新しい法律で申しますと、故意または無謀な行為があつた場合、こういうこと泣なるわけでありまして、理論的にこの表現を形式的に両者比較いたしますと、確かに責任制限できる場合が広がつた。したがつて、責任制限のできない場面が少なくなつたと、こういうことになるわけありますけれども、従来から船主そのものの、船舶所有者等の故意、過失が問題になつて責任制限することができますがなかつたケースというのは、これはないわけであります。現実の問題としては、ということは、この責任制限事件というの

いずれも船舶所有者等の過失ではなくて、その使用者である船長あるいは他の船員の過失、たとえば探船ミスでありますとか、そういう船長その他の者の過失によって船舶所有者が責任を負う、その責任を制限する、こういう事件がすべてありまして、したがいまして船舶所有者は無過失であるという事件ばかりであったということに失るわけであります。

したがいまして、こういうふうに規定が改正されることによりまして、実際問題としてはそこに影響はない。一面、今回の改正は責任限度額を非常に引き上げるわけでありまして、船舶のトン数の測定方法も変わつて約二割アップするというようなことも含めますと、あるいは船客、旅客の損害についての別枠を設けたというようなことを考えますと、この被害者保護という面においては非常に大きな改善であるといふふうに考えるわけであります。それと込みにして考えますと、この条約四条、したがつて法三条三項の改正というものは、これは十分がまんのできる改正であるというのが私どもの評価でございます。

○山中都子君 そのところを、私はやっぱりも

う一つ解説しなきゃいけないと思ってるんで

す。というのは、もしまだ局長がおっしゃるよ

うことだとすれば、業界の対応というのかもう一

つ不思議だと思うんです。

先ほども御紹介しましたけれども、船商月報で

すね、これは一九七六年の十二月号ですが、こう

いうふうに言つているんですね。「もし第四条中

の「カッコ内の文

言が付加されると“gross negligence”」、これは重

過失ですね。「“gross negligence”」の解釈を巡つて

再び運送人の故意又は過失の解釈をめぐる紛争と

同様の紛争を生ぜしめるおそれがあつて、現

行条約の文言に対する前記改善の実はこれにより

大幅に失われることになると考え方される。

当協会としては、以上の理由により、もつとほかにも理由を述べておられますけれども、「以上の理由

により第四条の文言中、括弧内の文言を削除し、

それ以外の文言を原案通り採用することを強く希望する」と、こういうふうに主張されています。

それから、同じく船協月報のこれは七七年の二月号ですけれども、この中に、先ほどもちょっと

藤代さんの発言として御紹介いたしましたが、そ

れますが、一様に重過失でなく条約が決まつた

ことです。こう言つておられますね。

それから、飯野さんという上野運輸商会の方、

業界の方でなければ、飯野さんという方が、そ

うことです。五十七年条約に比較すると、やはり新条約は今

後、われわれが制度として実際に取り組むうえで

やややすいものになるんじゃないかと思う。批准

の促進、国内法の整備という問題について、受入

体制だけは、なるべく早い時期にご尽力いただき

たい、こういうふうにおっしゃつておられます。

それで、ですから船長の方の範囲もこういうふ

うに変わつてあるんだと。要するに、いまの局長

の御答弁とそれから衆議院でお答えされているこ

とも含めてちょっと理解をいたしますと、一つ

は、船舶所有者の責任制限の範囲は確かに拡大し

た。しかし、一方では船長等の責任を制限できな

い範囲が拡大したということが一つある。

それからもう一つは、船舶所有者等が自分の過

失によって責任を負う場合というのは従来から余

りなかつたんだ。だから、この点での影響は、船

主、オーナーの責任制限の範囲が拡大しても実際

には余り影響はないんだと、こうおっしゃつてい

る。反面、船長等の責任制限できない範囲が拡大

されたということは実際上の影響が出てくる、こ

ういうふうに言つてある。だから、がまんのならない法条ではないといふふうに取りまとめた形で理解

してよろしいですか。

たということを強調するという立場もおありになつたのじやないか。だから、そういう点も割り引きして読んでいただきたいというふうに思うわ

けであります。

○山中都子君 それが一番大事なところなので、

割り引きはちょっとなかなかできかねるんでし

て、やっぱり真意を読み取らなくちゃいけないの

ですけれどもね。

さつき御紹介しましたように、このグロスネグ

リジエンスは困るということを主張しているの

は、「海事債権についての責任の制限に関する国際

条約案に対する日本船主協会の意見」、そういう

こととして公表されているものです。それで、そ

の中で、故意または過失での意味で争われるの

がいろいろある、大変だ。したがつて、さっき申

し上げましたように、グロスネグリジエンスを

としたということについて、今回の法案のような

表現になつたということについて歓迎しているわ

けですね。だから、局長の言われるよう、どつ

ちでも大したことないんだ、変わらないんだ。逆

に業界の立場から言えば、そういうことでオー

ナーの責任制限の範囲がどうにも変わらないと

か、かえってそういう被害者の利益になるよう

面があるということならば、何で業界が、船主た

ちがそういうことを言うのかということだつて腑

に落ちない話であつて、そういう点から言つても

割り引きして見るなどということはできないし、

国が船主協会の立場に立つて割り引きして物を考

えたりするようなことは敵に憤んでいただか

ればならないことでないかと私は思つております。

これはまたもう一つ、そこでこれを解明してい

けばいいんですけれども、その前提としてお伺い

しますけれども、オーナー、船主に故意または無

謀な行為がなくて、船長や乗組員の故意または無

謀な行為によつて海難事故が起つた、そういう

ケースは現行法が施行されてから以降どのくらい

あるのか、これをちょっとお示しいただきたい。

ら、自分たちの活躍によつてこういう条約になつ

たとく、責任限度額を引き上げることについて、やつぱり各國いろいろと御異論があつたわけでありました。しかし、一方では船長等の責任を制限できな

い範囲が拡大したということが一つある。

それからもう一つは、船舶所有者等が自分の過失によって責任を負う場合というのは従来から余りなかつたんだ。だから、この点での影響は、船主、オーナーの責任制限の範囲が拡大しても実際には余り影響はないんだと、こうおっしゃつてい

る。一方では責任制限制度といふものが破られ

ないようにして、いう御希望はあつたのだろう

とありますから、それを引き上げるかわりに簡単

なことではこの責任制限制度といふものが破られ

ましては、私どもの方はもちろんであります、が、統計はないのじやないかと思いますので、ちょと明瞭にすることはできません。

○山中郁子君 そういう統計がないことも私は理解に苦しむんです、それはひとつせひ運輸省などに、法務省としても、こういう法案関連のデータでございますから、お問い合わせいただくなり何なりしてほしいと思います。実は、私も運輸省にも伺つたんですけれども、にわかには出ないと、こういうお話をなんですよ。そうすると、さつき局長がおっしゃつたのは、こういうケースが実際過去に現実にどのくらいあるのか、それがどういうふうに処理されてきたのかということの上に立脚しなければ成り立たない論法、論旨なんですよ、もし仮に局長の言われたことに理があるとしても。それじゃ、実際そだだからこうだということでなければならぬはずなんですね。私は、そういう点でも、こうしたデータはぜひ法務省としても運輸省に、全然出ないわけでもないらしいんですけども、すぐには出ないというようなお話をしたので、法務省からもデータを整備していただきようお願いをしておきたいと思うんです。

いずれにいたしましても、そうすると、局長がおっしゃつておられるオーナーの場合、それから船長の責任が軽減されるということではないという御主張ですね。これは、やっぱりもう一つどうしてもそのまま承るわけにいかない論理的な問題も含んでおりますので、きょうは与えられた時間が終わりに近づいておりますので、この点の詰めは次の機会にしたいと思っておりますが、御発言があれば承つておきます。

○政府委員(中島一郎君) 一言だけ申し上げますけれども、現行法で申しますと、船舶所有者に故意、過失がある場合には、船舶所有者は自分の責任を制限することができないということです。船長等に故意、過失がありましても、船舶所

有者みずからに故意、過失がなければ自分の責任は制限することができます。

次に、船長等が自分の責任を制限することができるかどうかということになりますと、現行法では、船長に故意がある場合に限つて船長は自分の責任を制限することはできないことになりますと、改正法では、船長に故意または無謀な行為があつた場合には、船長はみずからの責任を制限することができないということになるわけがあります。

○山中郁子君 それも含めて次回にあれしますけれども、最後にお伺いしたいのは、いまの船舶所有者には故意または無謀な行為がなくて、それから船長や乗組員にそういう行為があつて海難事故が起つたという場合は、被害者に対して損害賠償の責任を負うのはだれになるのか、この点をちょっと最後に伺つておきます。

○政府委員(中島一郎君) 船舶所有者に故意もない、過失もないという場合でございますが、その場合、船長等に故意、過失があれば、まず船舶所有者は商法の六百九十条によって責任を負うことになります。その責任を制限できるかどうかといふことになりますと、これは船舶所有者は自分に故意、過失はないわけではありませんが、それは故意、過失はないわけですから、これは一一定の限度で責任制限をすることができるということになります。

今度は、船長その他の船員であります、自分に故意、過失がある場合には、これはもちろん責任を負うことになります。しかし、責任制限をすることになります。

一、外国人登録法の改正等に関する請願(第三一〇九号)

一、中国残留孤児の国籍回復に関する請願(第三一三三号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第三一二一六号)(第三一二一七号)

一、外国人登録法の改正等に関する請願(第三一八三号)

一、外国人登録法の改正等に関する請願(第三一〇九号) 昭和五十七年四月九日受理

一、中国残留孤児の国籍回復に関する請願(第三一二一六号)(第三一二一七号)

一、中国残留孤児の国籍回復に関する請願(第三一二一七号)

一、中国残留孤児の国籍回復に関する請願(第三一二一七号)

一、中国残留孤児の国籍回復に関する請願(第三一二一七号)

でありますから、自分の責任問題でありますから、これは行動は慎重になるのじやないか。した

がって、どちらに有利な改正かということになりますと、これは被害者側に有利な、事故がそもそも起つて、あるいは改正ではないかということを申し上げたわけであります。

○山中郁子君 あとは次回に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

四月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、外国人登録法の改正等に関する請願(第三一〇九号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第三一二一六号)(第三一二一七号)(第三一二一八号)(第三一二一九号)(第三一二二〇号)

一、外国人登録法の改正等に関する請願(第三一二一七号)

第三一二四二号 昭和五十七年四月十二日受理 治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島五ノ七ノ一三 田中國藏外九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君 この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三一二四三号 昭和五十七年四月十二日受理 治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 兵庫県西宮市泉町一ノ二ノ三一二 田中賢司外九百九十九名

紹介議員 田中寿美子君 この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

請願者 山形市香澄町三ノ一二ノ一〇 高橋正司外九百九十九名

紹介議員 美濃部亮吉君 大正十四年に制定され、昭和三年に最高は死刑に改悪された治安維持法によつて、昭和二十年に廃止されるまでの二十一年間に、民主的革新思想の政党はもとより労働組合、農民組合等の活動家、更には平和主義者、一般文化人、宗教家に至るまでに數十万名が逮捕、投獄された。これらの人々は、社会の進歩を求めたがゆえに、あるいはそれを助けたとして、また、侵略戦争への協力を拒んだということなどで、残酷な拷問、たらい回しの長期こう留、過酷な懲役や予防拘禁等を強制され、家族等も迫害された。そのため、虐殺や獄死、あるいは健康破壊による病死など、悲惨な運命に突き落とされた人々も少なくない。こうしたばかり知れない肉体的、精神的、物質的損害を受けた人々に対しなんの補償も行われないで今日に至つている。ついては、日本国憲法の精神に照らし、治安維持法等による犠牲者に正当な損害賠償の措置を講ぜられたい。

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(二通)

請願者 高橋清一 外千三百四十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三一二六号 昭和五十七年四月十三日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 東京都国分寺市泉町三ノ二七ノ四

木村直樹外九百九十九名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三一二七五号 昭和五十七年四月十三日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 小林正外九百九十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三一二八三号 昭和五十七年四月十三日受理

外国人登録法の改正等に関する請願

請願者 横浜市神奈川区台町一六ノ三 姜 泰榮

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三一二六号 昭和五十七年四月十四日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 静岡県三島市東本町二ノ六ノ二
鈴木滋外九百九十九名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三一二七号 昭和五十七年四月十四日受理

治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 木村静男外九百九十九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三一二六号と同じである。

第三三一三号 昭和五十七年四月十五日受理

中國残留孤児の国籍回復に関する請願

請願者 熊本県飽託郡北部町貢九一四 幸

紹介議員 山繁信

中國に残留している日本人孤児対策については、國民世論の高まりとともに、國においても、対策を推進しているが、この問題について、昭和五十七年一月一日現在の公式調査によると、調査依頼のあつた者の数は千三百九十八人となつており、身元が判明した者は四百九十人、その後の訪日調査等で身元判明者が増加しているが、それでもなお八百七十人の者が、肉親の消息すら判明せず、希望郷の念を募らせている。これは、公式の発表であり、非公式な数は、推定の域を脱しないが、約五千人を超すものといわれている。國の計画によると、来年度は、本年の六十人の倍数に当たる百二十人の肉親探しを具体的に計画しているが、公示式発表の数字を消化するだけでも六年以上の歳月を要する。戦後三十七年、これ以上の延伸は、本人はもとより両親の年齢等を考えあわせるとき、死亡等により肉親探しをますます困難なものとすることが考えられる。また、無事に肉親と面接でききた者も、生活習慣の相違等により傷心の日を送る者もなしとしない現況である。中國残留孤児問題の解決なくして日本の戦後は終わらないという現状認識に立ち、中國残留孤児対策を更に強化するよう強く要望するものである。ついては、日本人であることが客観的に証明できる者について、簡易な手続で国籍が回復できるように取り計らわれたい。

昭和五十七年五月十八日印刷

昭和五十七年五月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A